

宮労発基 0116 第 2 号

平成 27 年 1 月 23 日

公益社団法人 宮城県トラック協会 会長 殿

宮城労働局長



「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

貴団体におかれましては、日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っていることに厚く感謝申し上げます。

さて、デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—におきましても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題です。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」が掲げられ、この法律により平成 26 年 12 月 27 日に国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも、長時間労働の抑制等の働き方改革に向けた対策を進めることとされています。

他方、宮城県においては、労働者一人平均の総実労働時間は 1,800 時間台まで減少してきているものの、正社員等一般労働者の総実労働時間は依

然として2,000時間台で推移しています。また、年次有給休暇の取得率をみましても、50%弱と低い水準にとどまっています。

このため、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められており、働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

そこで、宮城労働局においては、管内における働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、本省に続いて、今月14日に本職を本部長とする「宮城労働局働き方改革推進本部」を設置し、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとする「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨をご理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上